2018年7月23日
一般社団法人日本電機工業会
日本高電圧・インパルス試験所委員会

日本高電圧・インパルス試験所委員会 JHILL高電圧技能試験運営規程

1. 適用範囲

この規程は，日本高電圧・インパルス試験所委員会(以下，JHILLという)が主催するJHILL高電圧技能試験の運営に関する事項について定める。

2. JHILL高電圧技能試験の位置付け

JHILL高電圧技能試験は，国際規格ISO/IEC 17011の改定審議状況を踏まえて公益財団法人 日本適合性認定協会(以下，JABという)が技能試験プログラムの提供を2016年9月で終了したのに伴い，JHILLがJAB高電圧技能試験プログラムを継承することで国内の高電圧試験所が試験技能を維持し，試験結果の信頼性を確保することを目的とする。

3. JHILL高電圧技能試験の効力確保

JEMA及びJHILLは，ISO/IEC 17043で認定された技能試験提供者ではないことから，試験所認定機関がその結果を認めないと効力を失うおそれがある。このため，JABが実施する高電圧試験所の認定審査において，JHILL高電圧技能試験結果が技能試験参加のエビデンスとして評価されることが，JAB認定基準(JAB RL351 「認定の基準」についての指針 －電気試験／高電圧試験－ 他)において保証されるよう，JAB認定基準の確認やJABへの働きかけをJHILLの継続的な活動の一環として取り組む。

4. JHILL高電圧技能試験の運営主体

JHILLは，その下部機構としてJHILL技能試験委員会(以下，JHILL−PTCという)を設置し，JHILL高電圧技能試験全般の検討と運営を担当する。ただし，対外的にはJHILL高電圧技能試験の実施主体はJHILLとし，技能試験の案内や結果の報告等はJHILL委員長名で行う。

5. JHILL技能試験委員会(JHILL−PTC)の構成

JHILLは，JHILL構成員から以下のJHILL−PTC構成員を選任する。選任方法及び任期は，日本高電圧・インパルス試験所委員会 細則 第6条 及び 第7条に準じる。

1) JHILL−PTC委員長　JHILL委員長が兼任する。
2) JHILL−PTC幹事　2名を選任し，1名は学識経験者とする。
3) JHILL−PTC委員　JHILL試験所委員とする。
4) JHILL−PTC事務局　JHILL事務局が兼任する。

6. JHILL−PTCの会費と費用補助

JHILL−PTCはJHILL活動資金によって運営し，JHILL−PTC個別の会費は徴収しない。学識経験者以外が委員会の出席に要する費用は出席者が負担する。学識経験者への費用補助は，日本高電圧・インパルス試験所委員会 細則 第11条による。

7. JHILL高電圧技能試験プログラムの検討

JHILL−PTCは，JAB高電圧技能試験プログラムを参考にJHILL高電圧技能試験プログラムを検討してJHILL高電圧技能試験手順書，報告書様式 及び 結果評価様式を作成し，JHILLが承認して制定する。

8. JHILL高電圧技能試験の参加可能者

JHILL高電圧技能試験には，JHILL非加入機関からの参加も可能とする。JABは高電圧試験分野の新規認定申請機関に対してJHILL高電圧技能試験への参加を要求することから，非加入機関の参加を可能とする必要がある。また，提出期限までに試験結果が報告されなかった場合，当該機関は不参加として取り扱い，試験報告書は送付しない。

9. JHILL高電圧技能試験プログラムの参加費用

JHILL高電圧技能試験の参加費用は，1機関当たり30,000円（税抜）とする。なお，1機関から複数申込する場合の参加費用は申込口数分とする。参加費用は，JHILL参加機関，JHILL非参加機関とも同額とする。ただし，教育機関は，参加費用を免除する。

10. JHILL高電圧技能試験の業務手順と試験データの取扱い

JHILL高電圧技能試験の業務手順は，「高電圧試験の試験所間比較・技能試験の業務手順」による。

試験結果の信頼性・公平性と，参加機関の機密を保護するため，技能試験データは受付番号で整理し，受付番号と実機関名の対応は，JHILL−PTC委員長及び JHILL−PTC事務局を除いて非公表とする。

11. JHILL高電圧技能試験報告書の発行及び管理

JHILL高電圧技能試験報告書の発行及び管理は，次による。

1) JHILL高電圧技能試験報告書は，JHILL−PTCにて内容確認後，JHILL−PTC管理の下にJHILLが発行する。中間報告書，最終報告書とも同様に管理する。
2) JHILL高電圧技能試験最終報告書は，JHILL委員長の署名をもって有効とする。
3) JHILL委員長が署名できない場合，学識経験者のJHILL−PTC幹事が代理者として署名することができる。
4) JHILL高電圧技能試験報告書は，原紙をJHILL−PTC事務局が管理し，その写しを電子ファイル（PDFファイル）化して参加機関に配布する運用とする。
5) JHILL高電圧技能試験報告書（写し）の発行記録は，JHILL−PTC事務局が管理する。

12. 守秘義務

JHILL−PTC委員は，JHILLから広報可能な情報以外の事項について，5年間の守秘義務を負う。

JHILL−PTC委員長及び JHILL−PTC事務局は，上記に加え，10章で規定した非公開事項についても守秘義務を負う。

JHILL−PTC構成員は，このことを示す誓約書（添付様式１）をJHILLに提出しなければならない。誓約書は，JHILLで確認の上，JHILL−PTC事務局が保管する。

13. 情報公開

JHILLから広報可能な情報の公開は，参加機関が特定できない形態での次の情報とする。

1) 実施実績（参加機関数等）
2) 試験結果の学術目的での統計的な利用

JHILL高電圧技能試験に参加する機関は，上記の情報の公開について同意することを条件として申込することができる。上記以外の情報の公開は，JHILL高電圧技能試験参加機関の同意のもとに行う。その内容及び時期については，JHILL高電圧技能試験参加機関の同意を得なければならない。

14. 規程の改廃

この規程の改正又は廃止は，JHILL−PTCで検討し，JHILLが承認する。

関連規格及び規程類

1) ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）
2) ISO/IEC 17011（JIS Q 17011）
3) ISO/IEC 17043（JIS Q 17043）
4) JAB RL230 技能試験の参加及び実施に関する方針
5) JAB RL351 「認定の基準」についての指針 －電気試験／高電圧試験－
6) 日本高電圧・インパルス試験所委員会 細則
7) 日本高電圧・インパルス試験所委員会 文書管理規程
8) 高電圧技能試験の業務手順
9) 日本高電圧・インパルス試験所委員会 JHILL高電圧技能試験運営細則

附則

この規程は，JHILLの承認を得た日から実施する。

様式1

誓　約　書

年　　月　　日

一般社団法人 日本電機工業会

日本高電圧・インパルス試験所委員会 御中

私は，日本高電圧・インパルス試験所委員会 技能試験委員会で知り得た広報可能な情報以外の事項について，日本高電圧・インパルス試験所委員会以外に対し，少なくとも5年間は，いかなる手段，いかなる媒体によっても公開しないことを誓約します。

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（印）